

## 第2節

## 高齢者の姿と取り巻く環境の現状と動向

### 1 高齢者の家族と世帯がどのように変化してきたか

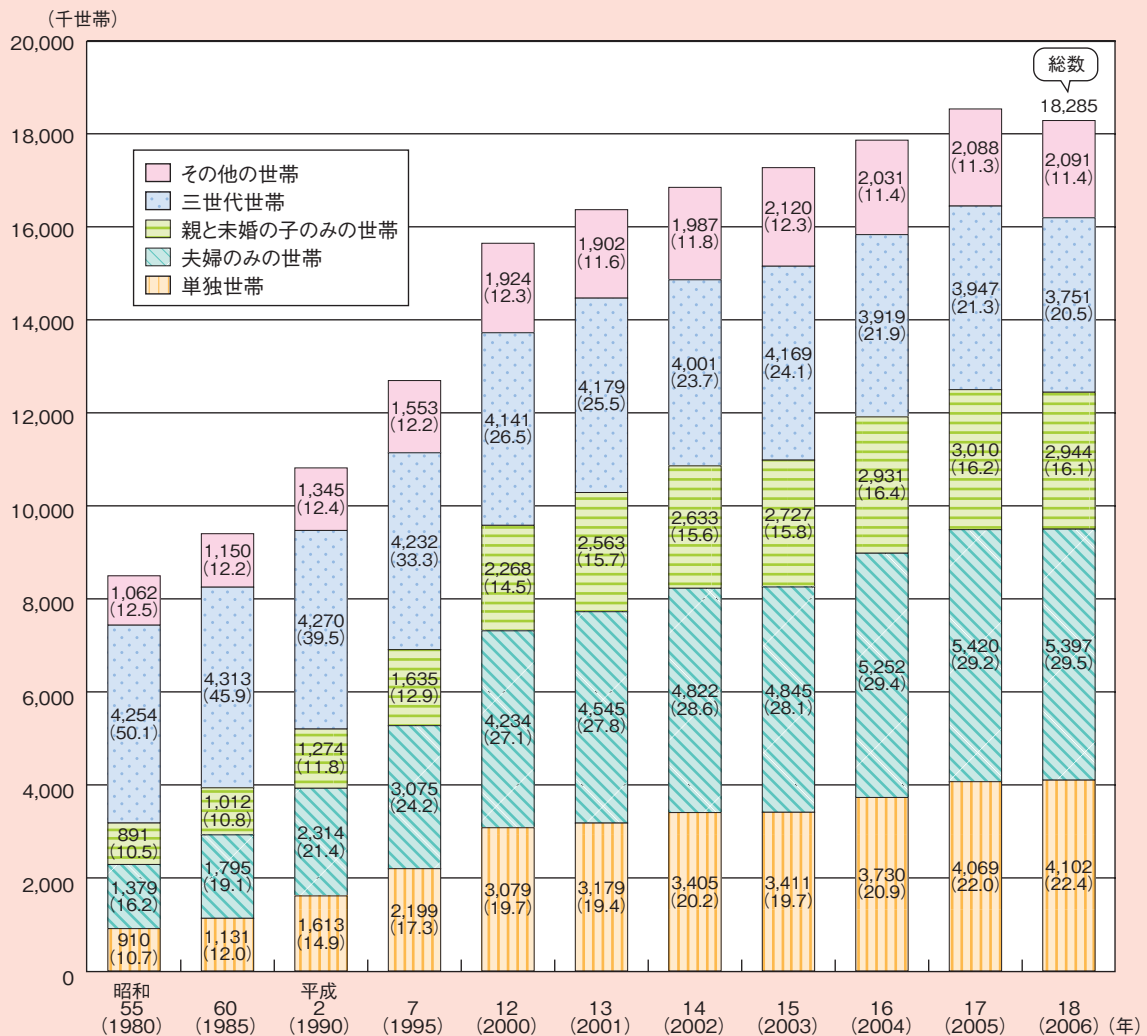
高齢者のいる世帯は全体の4割、そのうち「単独」「夫婦のみ」で過半数

- 65歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、平成18（2006）年現在、世帯数は1,829万世帯であり、全世帯（4,753万世帯）の38.5%を占めている。世帯の内訳は、「単独

世帯」が410万世帯（22.4%）、「夫婦のみの世帯」が540万世帯（29.5%）、「親と未婚の子のみの世帯」が294万世帯（16.1%）、「三世帯世帯」が375万世帯（20.5%）となっている（図1-2-1）。

また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯や夫婦のみ世帯は、増加傾向が続いている。

図1-2-1 65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）



資料：昭和60年以前は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降は厚生労働省「国民生活基礎調査」  
 (注1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 (注2) ( ) 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合 (%)

## 子どもとの同居は減少しているが、子どもは依然として心の支え

- 高齢者の心の支えとなっている人についてみると、平成17（2005）年度においても、子どもを挙げる人が過半数を超えており、依然として高齢者にとって子どもが心の支えとなっている（図1-2-6）。
- 子どもや孫との付き合い方について、60歳以上の高齢者の意識をみると、子どもや孫とは、「いつも一緒に生活できるのがよい」の割合が低下するなど、以前に比べると、より密度の薄い付き合い方でもよいと考える高齢者が増えている（図1-2-8）。

## 2 高齢者の経済状況

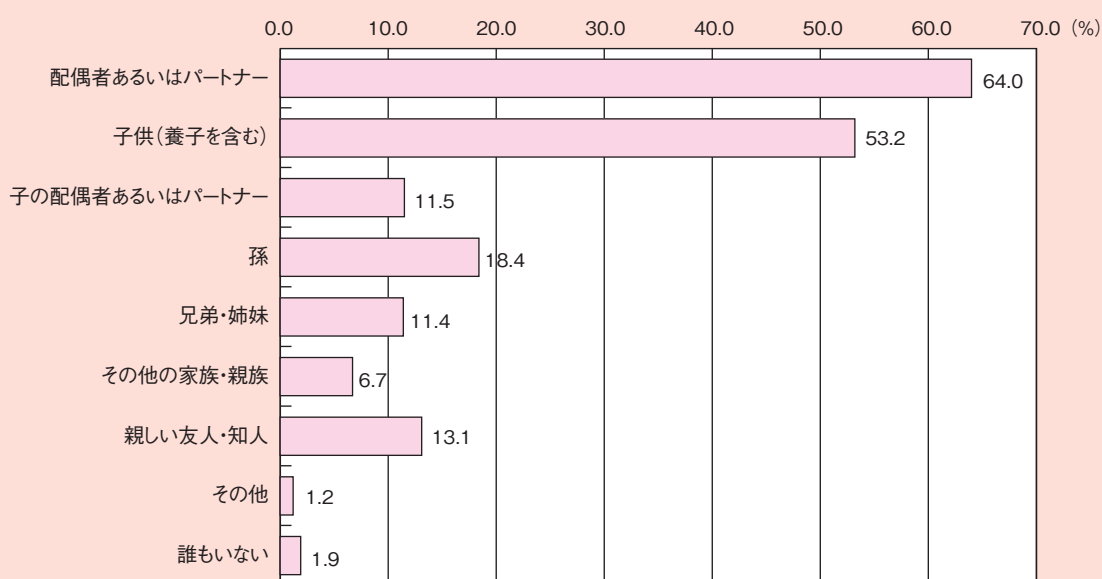
### 高齢者世帯間の所得格差は大きいが、社会保障給付などの再分配により改善

- 高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わっ

た世帯）の年間所得（平成17（2005）年の平均所得）は301.9万円となっており、全世帯平均（563.8万円）の半分強であるが、世帯人員一人当たりで見ると、高齢者世帯の平均世帯人員が少ないことから、189.0万円となり、全世帯平均（205.9万円）との間に大きな差はみられなくなる（表1-2-14）。

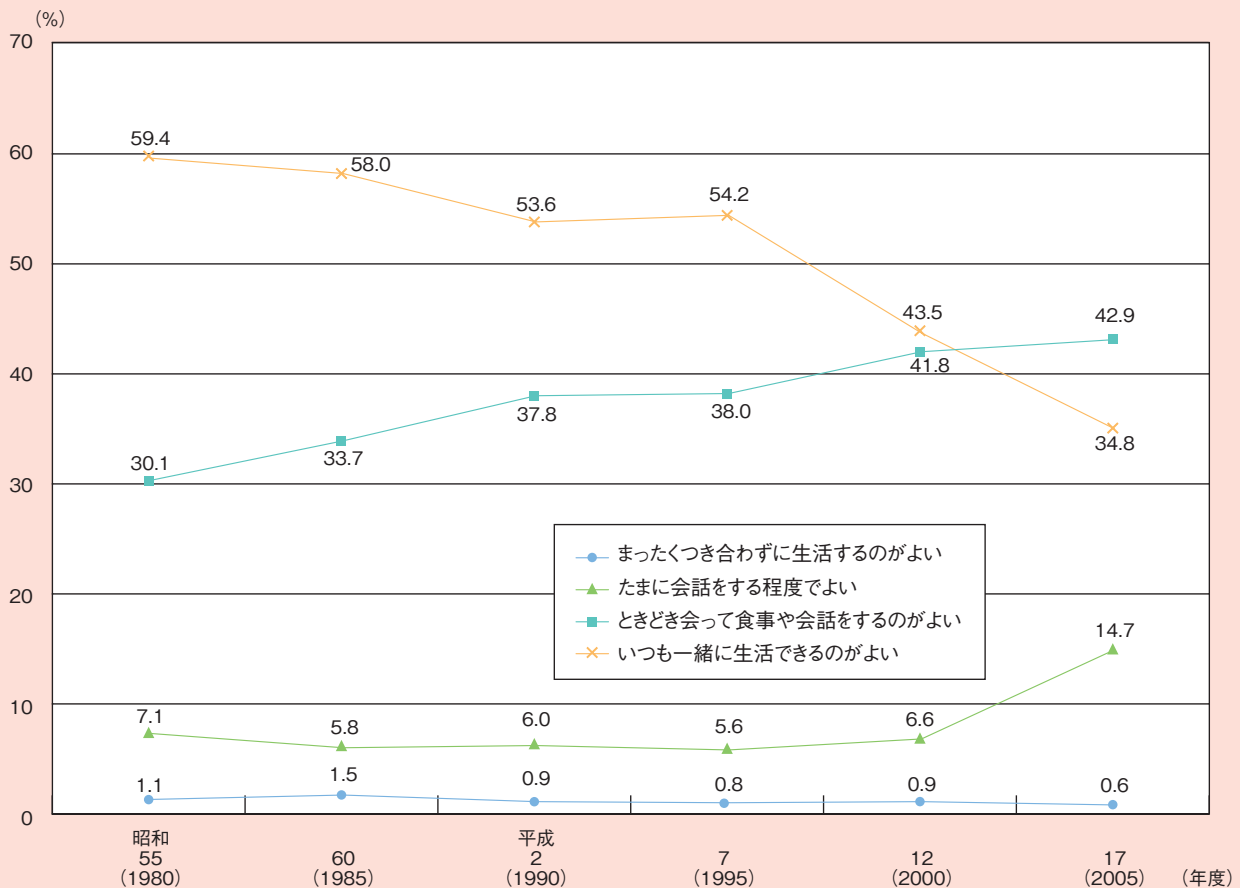
- 高齢者の所得格差の状況をジニ係数で見ると、平成17（2005）年の調査において一般世帯では当初所得のジニ係数が0.4252であるのに対して、高齢者世帯では0.8223となっており、高齢者間の所得格差が大きいことがわかる。再分配所得のジニ係数で見ると、一般世帯が0.3618であるのに対して高齢者世帯は0.4129となっており、社会保障給付などの所得再分配の影響で格差は小さくなるものの、一般世帯と比べて格差が大きくなっている（表1-2-18）。

図1-2-6 心の支えとなっている人（複数回答）



資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（平成18年）  
 （注）調査対象は、全国60歳以上の男女

図1-2-8 高齢者の子どもや孫との付き合い方



資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」  
 (注1) 全国60歳以上の男女を対象とした調査結果  
 (注2) 平成12年度及び17年度調査には、「わからない」(12年度：7.0%、17年度：6.9%)がある。

表1-2-14 高齢者世帯の所得

区分	平均所得金額		
	一世帯当たり		世帯人員一人当たり (平均世帯人員)
高齢者世帯	総所得	301.9万円	189.0万円 (1.60人)
	稼働所得	54.5万円 (18.0%)	
	公的年金・恩給	211.9万円 (70.2%)	
	財産所得	15.7万円 (5.2%)	
	年金以外の社会保障給付金	2.5万円 (0.8%)	
	仕送り・その他の所得	17.2万円 (5.7%)	
全世界帯	総所得	563.8万円	205.9万円 (2.74人)

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成18年)(同調査における平成17年1年間の所得)  
 (注1) 高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。  
 (注2) 財産所得とは以下のものをいう。  
 ア 家賃・地代の所得  
 世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入(現物給付を含む。)から必要経費を差し引いた金額  
 イ 利子・配当金  
 世帯員の所有する預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額(源泉分離課税分を含む。)

表1-2-18 ジニ係数でみた高齢者の所得格差の状況

		一般世帯	高齢者世帯
当初所得(万円)		578.2	84.8
可処分所得(万円)		536.8	261.3
再分配所得(万円)		605.8	370.7
ジニ係数	当初所得	0.4252	0.8223
	再分配所得	0.3618	0.4129

ジニ係数の改善度

	再分配による改善度		
		社会保障による改善度	税による改善度
平成5年	17.0	12.7	5.0
平成8年	18.3	15.2	3.6
平成11年	19.2	16.8	2.9
平成14年	23.5	20.8	3.4
平成17年	26.4	24.0	3.2

(注1) ジニ係数とは、分布の集中度あるいは不平等度を示す係数で、0に近づくほど平等で、1に近づくほど不平等となる。

(注2) 「再分配所得」とは、当初所得から税金、社会保険料を控除し、社会保障給付(現物、現金)を加えたもの。

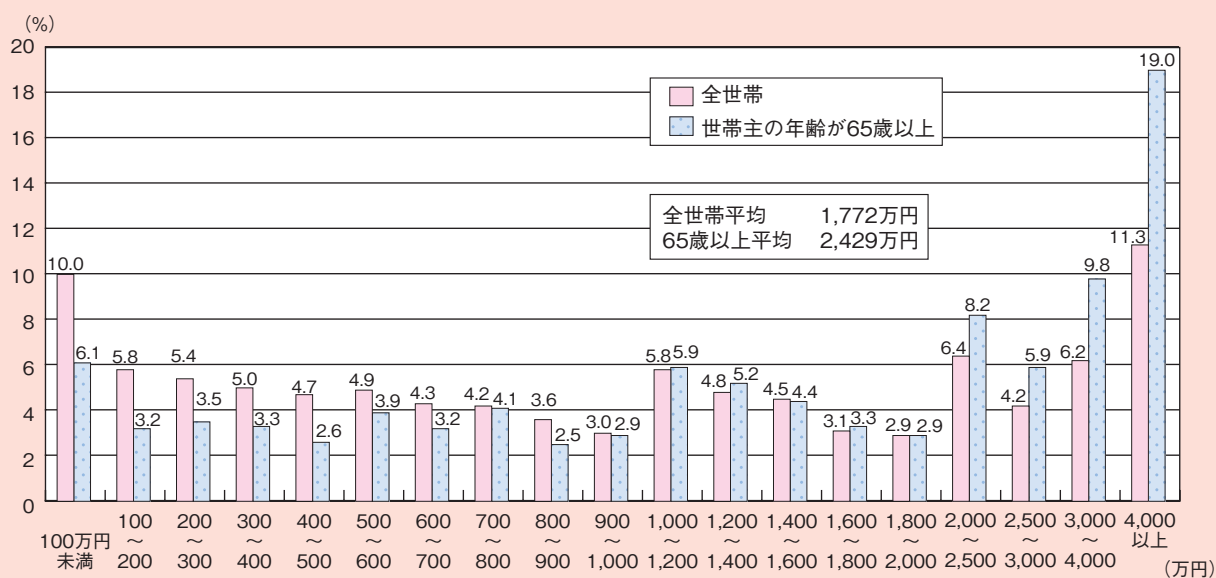
資料：厚生労働省「所得再分配調査」(平成17年)

## 高齢者の世帯の貯蓄は全世帯の約1.4倍であるが、300万円未満の世帯も約1割

○ 世帯主の年齢が65歳以上の世帯(二人以上の世帯)の貯蓄の状況についてみると、平成18(2006)年において、一世帯平均の貯蓄現在高は、2,429万円となっており、全世帯(1,772万円)の約1.4倍となっている。

貯蓄現在高階級別の世帯分布をみると、世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、4,000万円以上の貯蓄を有する世帯が19.0%と全体の2割弱を占め、全世帯(11.3%)の1.7倍近い水準となっている。しかし、一方で、貯蓄の少ない者の割合は全世帯に比べて低いものの、貯蓄額300万円未満の世帯の割合は約1割となっている(図1-2-20)。

図1-2-20 世帯主の年齢が65歳以上の世帯の貯蓄の分布



資料：総務省「家計調査」(平成18年)

(注1) 単身世帯は対象外

(注2) 郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託などの有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計

### 3 高齢者と健康・福祉

#### 国際的にみて日本では「自分は健康」と考えている人が多い

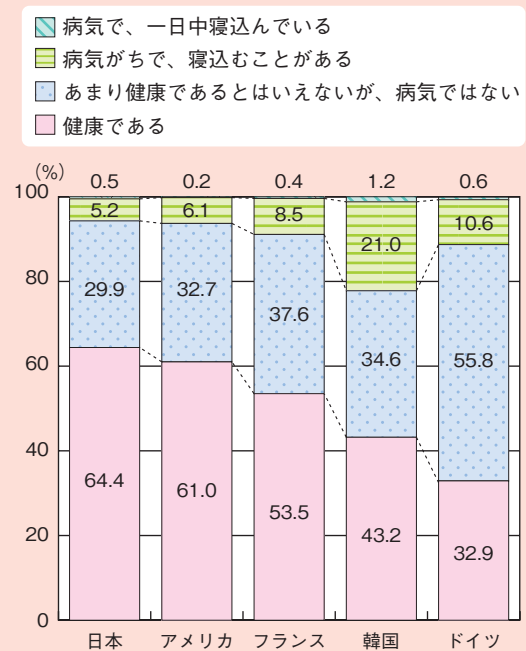
- 我が国は平均寿命だけでなく、健康寿命（自立して健康に生活できる年齢）も世界で最も長いが、健康についての高齢者の意識をアメリカ、ドイツ、フランス及び韓国の4カ国と比較してみても、「健康である」と考えている者の割合は、日本が64.4%で最も高い結果となっている。なお、日本に次いで高いのはアメリカ（61.0%）で、以下、フランス（53.5%）、韓国（43.2%）、ドイツ（32.9%）の順となっている（図1-2-25）。

#### 国際的にみて高齢者が医療サービスを利用する割合は高い

- 医療サービスを日頃どのくらい利用するかについてアメリカ、ドイツ、フランス及び韓国の4カ国と比較すると、日本は「健康である」と考える者は他の国よりも多いものの、医療サービスの利用状況は「ほぼ毎日」から「月に1回くらい」までの割合の合計が

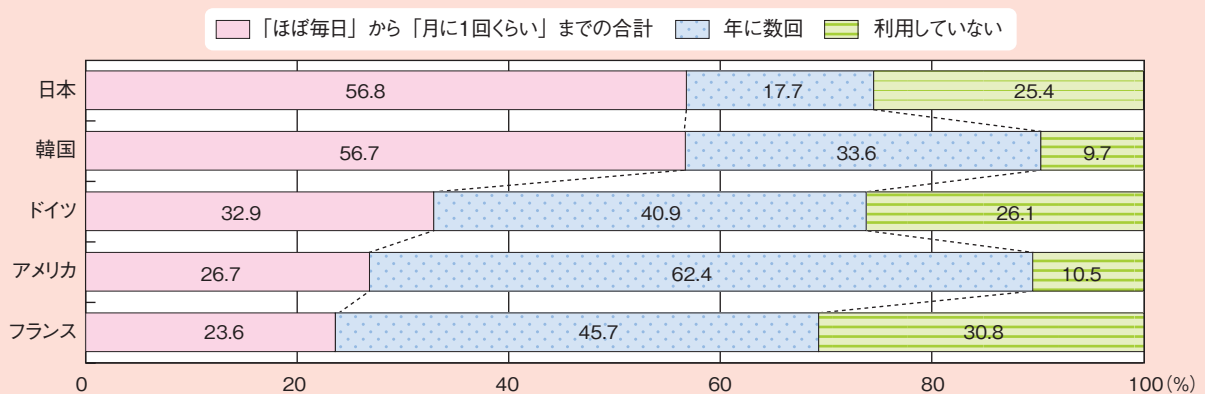
56.8%と韓国（56.7%）とともに他の国と比較して高くなっており、医療サービスの利用頻度が高くなっている（図1-2-29）。

図1-2-25 60歳以上の高齢者の健康についての意識（国際比較）



資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（平成18年）

図1-2-29 医療サービスの利用状況（国際比較）



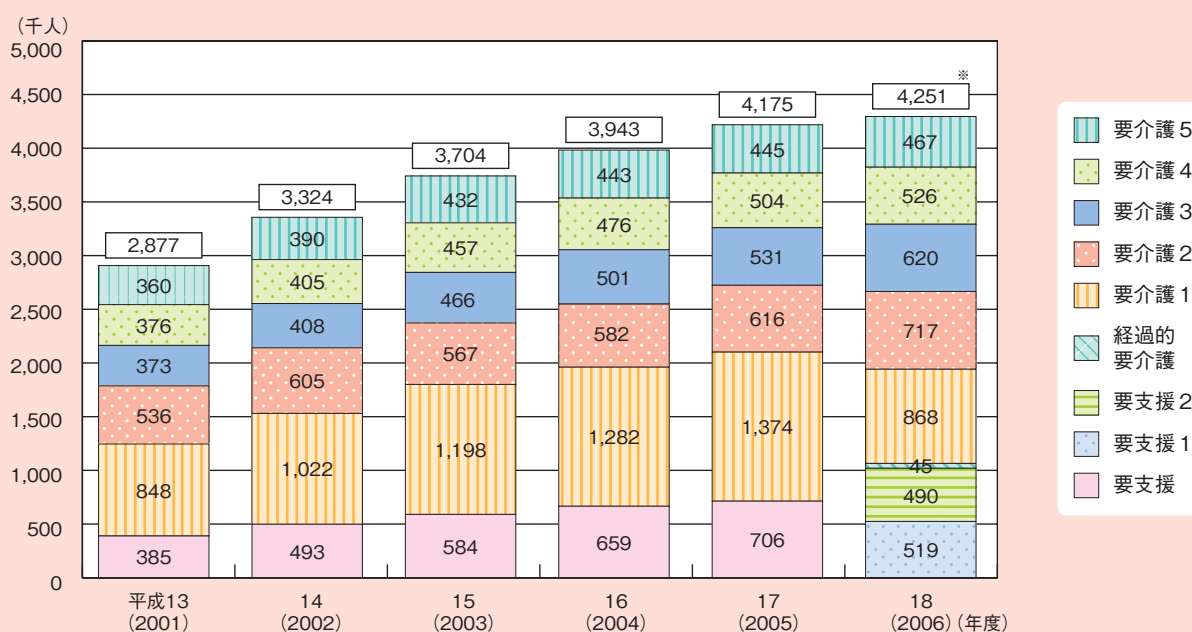
資料：内閣府「高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」（平成18年）

**高齢者の要介護者等数は急速に増加しており、特に後期高齢者で割合が高い**

○ 介護保険制度における要介護者又は要支援者と認定された者（以下「要介護者等」という。）のうち、65歳以上の者の数についてみると、平成18（2006）年度末で425.1万人となっており、13（2001）年度末から137.4万人増加している（図1-2-30）。

○ 前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）について、それぞれ要支援、要介護の認定を受けた者のそれぞれの区分における人口に対する割合をみると、前期高齢者は要支援の認定を受けた者が1.2%、要介護の認定を受けた者が3.3%であるのに対して、後期高齢者で要支援の認定を受けた者は6.6%、要介護の認定を受けた者は21.4%となっており、後期高齢者になると要介護の認定を受ける者の割合が大きく上昇する（表1-2-31）。

図1-2-30 第1号被保険者（65歳以上）の要介護度別認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」

(注) 平成18年4月より介護保険の改正に伴い、要介護度の区分が変更されている。

\* 平成18（2006）年度末の数値は「介護保険事業状況報告平成19年3月暫定版」による。

表1-2-31 前期高齢者と後期高齢者の要介護等認定の状況

単位：千人、( )内は%

前期高齢者 (65～74歳)		後期高齢者 (75歳以上)	
要支援	要介護	要支援	要介護
174	480	835	2,717
(1.2)	(3.3)	(6.6)	(21.4)

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告平成19年3月暫定版」、総務省「人口推計」(平成19年10月確定値)より算出。

(注) 経過的要介護の者を除く。

**主に家族（とりわけ女性）が介護者となっており、「老老介護」も相当数**

○ 家族の中ではだれに介護を望むかについてみると、男女とも「配偶者」の割合が最も高いが、女性は「娘」の割合も高くなっている。前回調査結果と比較すると、「配偶者」の割合が増加し、「嫁」の割合は減少している（図1-2-34）。

○ 要介護者等と同居している主な介護者の年齢についてみると、要介護者等が65歳以上の高齢者の場合、その主な介護者の半数以上が60歳以上となっており、いわゆる「老老介護」のケースも相当数存在していることがわかる（図1-2-36）。

図1-2-34 家族の中ではだれに介護を望むか

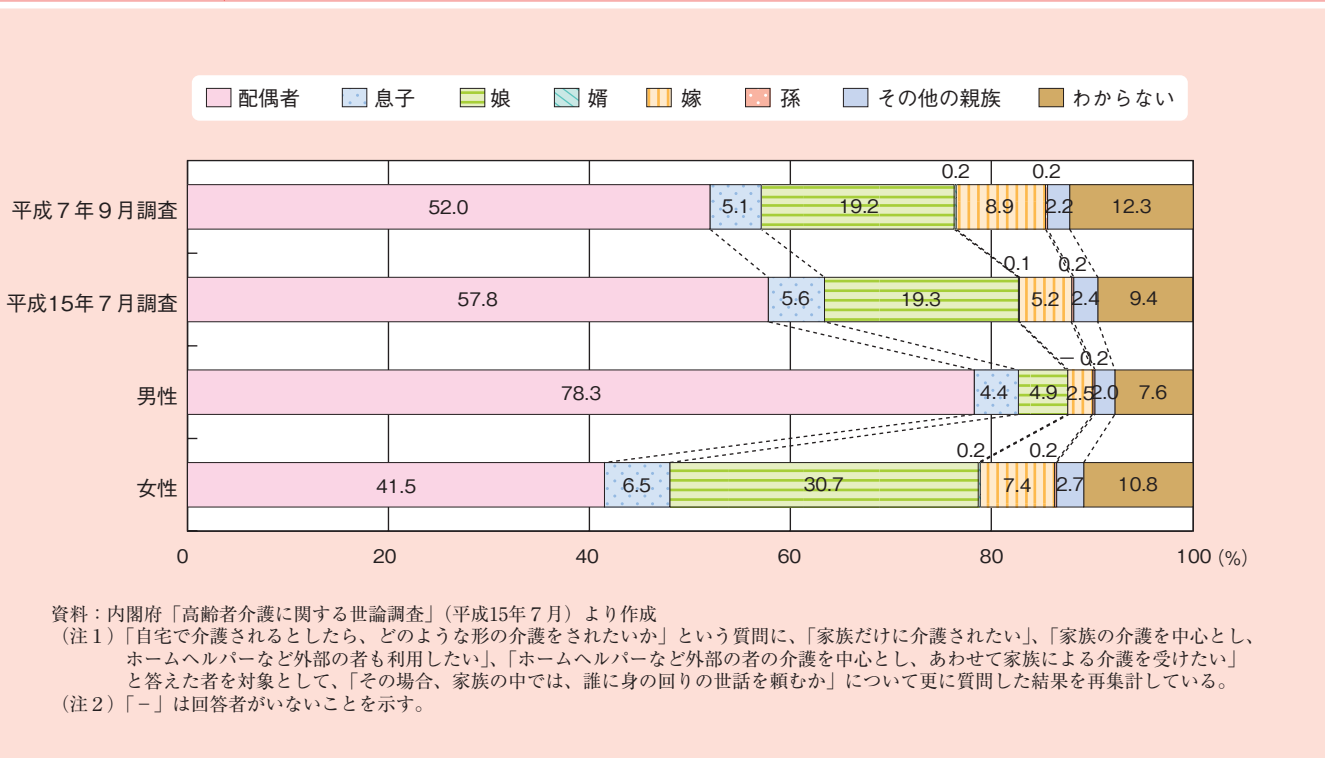
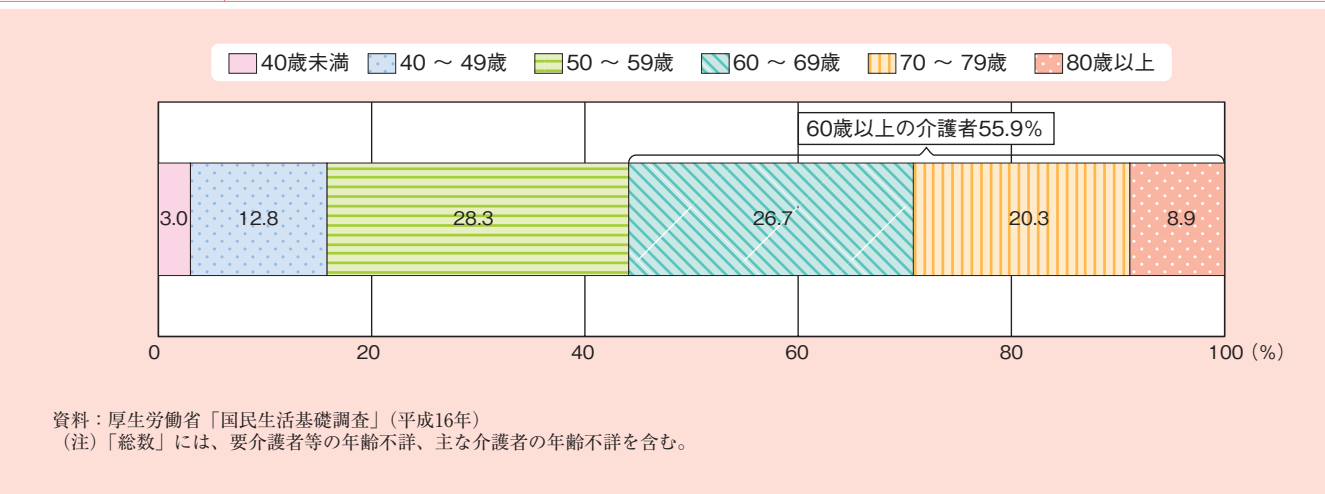


図1-2-36 65歳以上の要介護者等と同居している主な介護者の年齢階級別構成割合



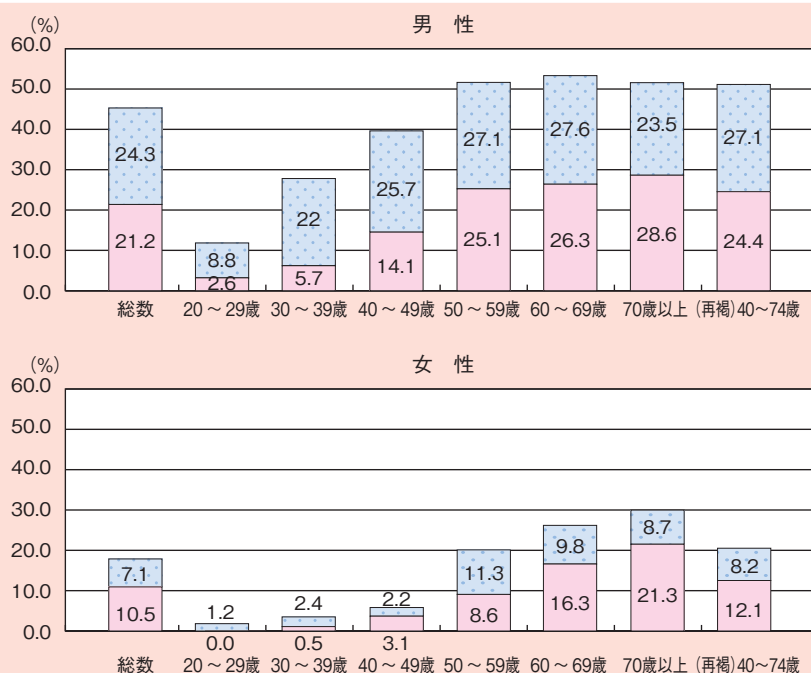
## 若年期からの健康づくりが重要

- 平成18年の「国民健康・栄養調査」によると、メタボリックシンドロームが強く疑われる者と予備群と考えられる者の合計は、総数で男性45.3%、女性18.6%となっている（図1-2-38）。年齢階級が高くなるほど増加

する傾向がみられるが、特に40歳以降増加する傾向がみられ、40～74歳では男性の50.5%（2人に1人）、女性の19.8%（5人に1人）が、メタボリックシンドロームが強く疑われる者又は予備群と考えられる者である。

図1-2-38 メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者・予備群の現況

■ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者 ■ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予備群と考えられる者



資料：厚生労働省「国民健康・栄養調査」（平成18年）

（注）メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者：

腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖に係る数値基準等）のうち2つ以上の項目に該当する者

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予備群と考えられる者：

腹囲が男性85cm以上、女性90cm以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖に係る数値基準等）のうち1つに該当する者